

高松港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和5年6月

高松港港湾管理者

香 川 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 9年10月 第8回地方港湾審議会
- ・平成 9年11月 港湾審議会第164回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成10年11月 第9回地方港湾審議会
- ・平成16年 5月 第10回地方港湾審議会
- ・平成18年 3月 第11回地方港湾審議会
- ・平成23年 1月 第12回地方港湾審議会
- ・平成23年 9月 第13回地方港湾審議会
- ・平成23年11月 交通政策審議会第46回港湾分科会
- ・平成25年 3月 第14回地方港湾審議会
- ・平成27年10月 第15回地方港湾審議会
- ・平成29年 2月 第16回地方港湾審議会
- ・平成29年 3月 交通政策審議会第66回港湾分科会
- ・平成30年 5月 第17回地方港湾審議会
- ・令和 2年10月 第18回地方港湾審議会
- ・令和 3年 8月 第19回地方港湾審議会

の議を経た高松港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	1
1 旅客船埠頭計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地造成計画	3
2 土地利用計画	3

変更理由

- 1 旅客船の大型化に対処し、また、港における賑わい空間を形成するため、玉藻地区において旅客船埠頭計画を変更する。
- 2 旅客船埠頭計画の変更に伴い、玉藻地区において土地造成及び土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 旅客船埠頭計画

1-1 玉藻地区

旅客船の大型化に対処するため、以下の施設について計画を変更する。

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 395 m
(うち 310 m 既設) [既設の変更計画]
埠頭用地 2 ha (旅客施設用地)
(うち 2 ha 既設) [既設の変更計画]

既設

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 310 m
埠頭用地 2 ha (旅客施設用地)

土地造成及び土地利用計画

大型旅客船への対応を図るため、土地造成及び土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合 計
玉藻 地区	(1) 1						(1) 1

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

(単位：ha)

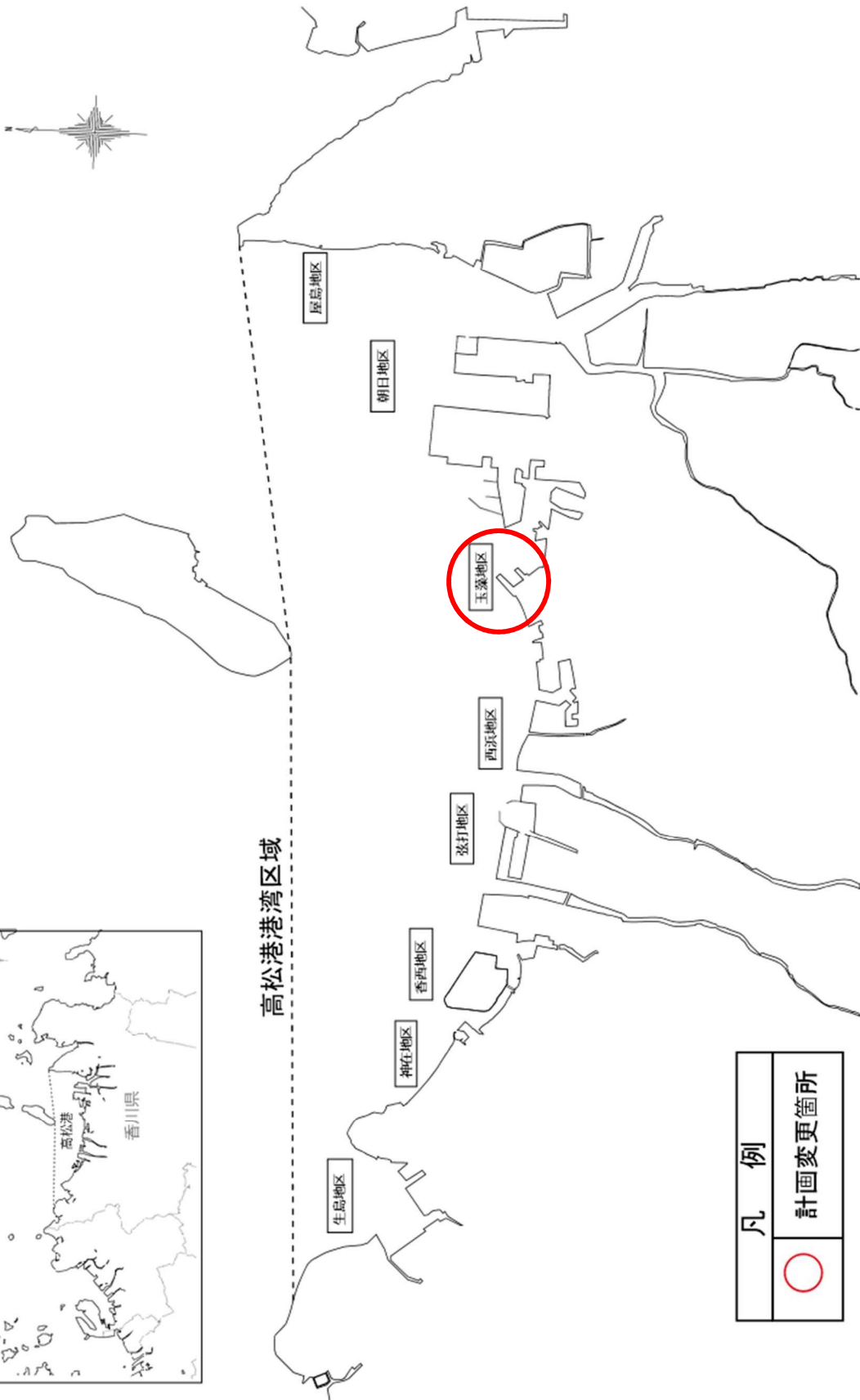
用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合 計
玉藻 地区	(6) 6	(2) 2	(5) 5	8	(1) 2	(5) 5	(19) 28

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

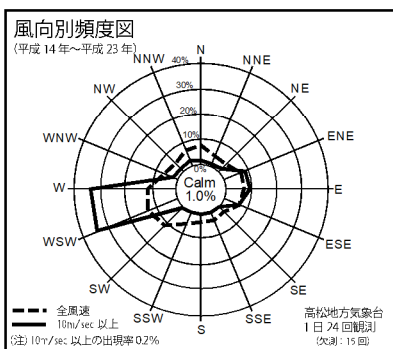
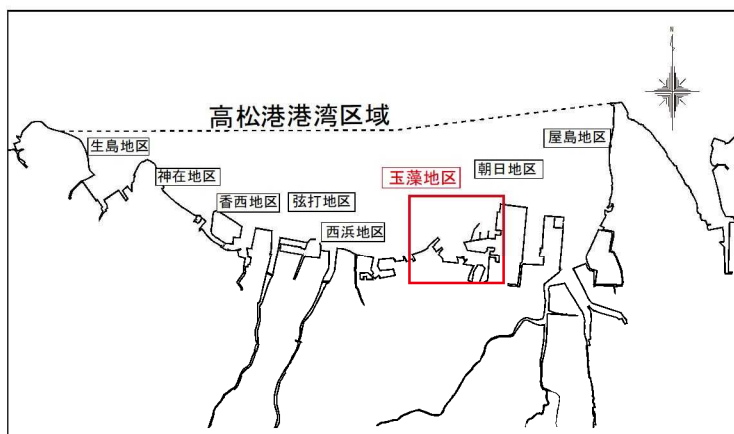
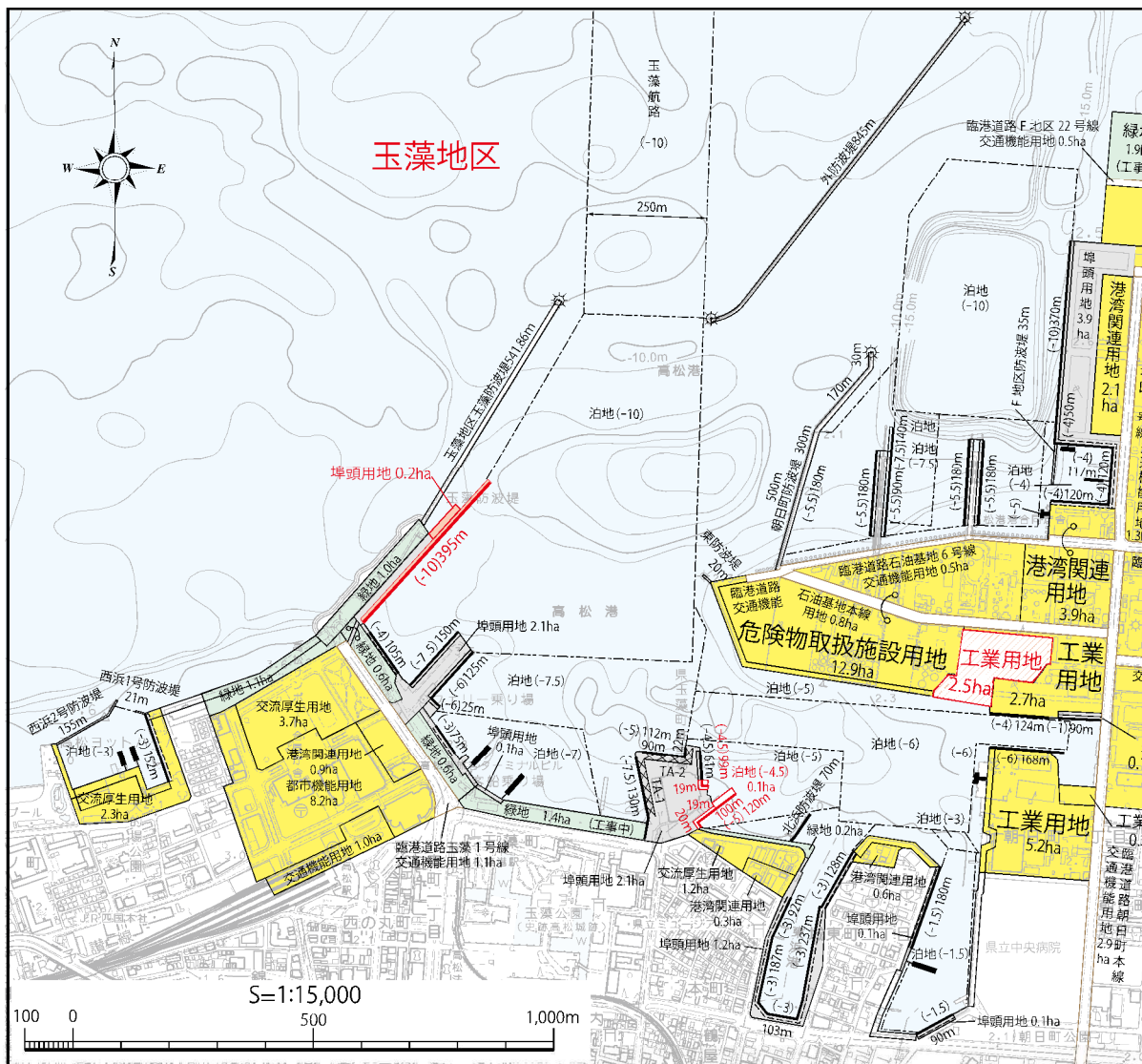
注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

高松港港湾計画位置図



凡 例	
○	計画変更箇所

高松港（玉藻地区）港湾計画図



凡 例		
	航路・泊地	(既 設)
	外 郭 施 設	(既 設)
	公 共 岸 壁	(今回計画) (既定計画) (既 設)
	公 府 震 強 化 岸 壁	(既 設)
	物 資 補 給 岸 壁	(既 設)
	公 共 物 揚 場	(既 設)
	専 用 岸 壁	(既 設)
	ド ル フ ィ ン	(既 設)
	小 型 さ ん 橋	(既 設)
	緑 地	(既定計画)
	緑 地	(既 設)
	交 通 機 能 用 地 (臨 港 道 路)	(既 設)
	埠 頭 用 地	(今回計画) (既 設)
	そ の 他 の 用 地	(既定計画) (既 設)
	撤 去	(既 設)